

令和5年度第1回 岩手県総合教育会議 会議録

1 開催日時

開会 令和5年5月15日(月) 午後4時

閉会 令和5年5月15日(月) 午後5時

2 開催場所

岩手県庁 3階 第一応接室

3 出席者

達 増 拓 也 知事

佐 藤 一 男 教育長

新 妻 二 男 教育委員

畠 山 将 樹 教育委員

宇 部 容 子 教育委員

小 野 寺 明 美 教育委員

泉 悟 教育委員

八重樫 幸治 副知事(※オブザーバー)

熊 谷 泰 樹 ふるさと振興部長(※オブザーバー)

4 説明等のため出席した職員

菊池教育局長、坂本教育次長兼学校教育室長、西野教育企画室長兼教育企画推進監

度會学校教育室学校教育企画監

菊池首席指導主事兼保健体育課総括課長、小澤首席社会教育主事兼生涯学習文化財課総括課長

駒込首席経営指導主事兼教職員課県立学校人事課長、千田首席指導主事兼生徒指導課長

菅原ふるさと振興部副部長兼ふるさと振興企画室長、本多学事振興課総括課長、増澤学事企画担当課長

高橋私学振興担当課長

5 会議の概要

(知事挨拶)

達増知事：開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

教育委員の皆様におかれましては、日頃から岩手の教育について熱心に御議論、御活動いただきありがとうございます。また、本日も御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

岩手県はいわて県民計画を推進する中で、今年3月に、令和5年度から令和8年度までの4年間の中期計画になります。第2期アクションプランを策定いたしました。

本日はまず議題の一つ目といたしまして、この第2期アクションプランを「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」に位置付けることについて、教育委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。

二つ目の議題は不登校対策であります。不登校児童生徒の増加への対応は全国的な課題となっております。岩手県においても第2期アクションプランで、不登校の未然防止、早期発見・適切な対応を推進するため、児童生徒に寄り添った不登校対策を推進することとしておりますが、教育委員の皆様と県の不登校対策について意見交換をさせていただきたいと思っております。

岩手の将来を担う子どもたちが、将来に向かって可能性を伸ばしていくことができる教育環境を作るため、教育委員の皆様からは忌憚のない御意見をどうぞよろしく願いいたします。

(協議事項1)

「いわて県民計画(2019~2028)第2期アクションプラン」の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」への位置付けについて

達増知事：それでは、3 協議事項「「いわて県民計画(2019~2028)第2期アクションプラン」の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」への位置付けについて」事務局から説明をお願いします。

本多学事振興課総括課長：学事振興課の本多でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私の方から協議事項1について資料により説明させていただきます。着座にて説明をさせていただきます。順番が前後いたしますが、最初に3ページを御覧願います。大綱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行政法に基づきまして、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関する大綱を定めることとされているところでございます。

恐縮でございますが1ページに戻っていただいて、この大綱について、本県では、一つ目としていわて県民計画の長期ビジョンと第1期アクションプランを、二つ目として、県の教育振興計画、文化芸術振興指針及びスポーツ推進計画を位置付けていたところでございます。今般、先ほど知事の御挨拶にもありましたとおり、本年3月に令和5年度から8年度までの4年間を計画期間とするいわて県民計画第2期アクションプランを作成したことから、新旧対照表として記載のとおり、第1期プランに代わり第2期プランについて大綱に位置づけようとするものであります。

なお、4ページ以降には、資料としていわて県民計画長期ビジョン及び第2期アクションプランのうち、この大綱に位置付けられる教育、文化及びスポーツ分野に関する政策項目及び具体的な推進方策を抜粋したものを記載させていただいています。特に6ページからが今回大綱に位置付けする第2期アクションプランに関する項目となります。具体的な説明は省略させていただきますが、政策推進プランに掲げている項目以外にも、例えば復興推進プランの該当する箇所として復興教育を始めとした未来への伝承・発信の項目、また10ページからは行政経営プランの該当する箇所として、教員の確保や働き方に関する項目も位置付けするものでございます。私からの説明は以上でございます。

達増知事：本件につきまして質問、御意見いただきたいと思いますがございますでしょうか。

新妻委員：今、御説明いただいた位置付けについては、御提案通りが妥当だと思いますので了解いたしたいと思えます。なお、今後に向けてということで一点だけお願いしたいことがございます。

御説明にありましたように、第1期が終了し、第2期アクションプランを大綱に位置付けるということですが、残念なことですけれども、第1期の期間の半ば、粗方と言ってもいいのですが、新型コロナの感染下でプランの実現と言う点では様々な支障があったと思えます。

教育を一つ例に取ればですけれども、学校を含む各種教育施設では、色々な計画があったと思うのですが、活動とか事業の中止とか或いは自粛など、様々な困難を余儀なくされたというだけではなくて、コロナ対応という負担が新たに加わったりして計画遂行が十分にいかなかったというのか、思うに任せなかったという事態が続いてきたという面があります。

第2期アクションプランの実施、実現を考えるに当たり、新型コロナが5類に移行したことはしたのですが、今後コロナが収まるという意味ではなくて共存していかなければならないということになると思えますので、第1期の遅れをさあ取り戻そうみたいな形での急展開ということではなくて、やはり地道ではあるでしょうけれども、一步一步着実に前進していけるような取組が多く出てくるということが大いに期待されると思えますので、ぜひそのように進めていただければと思います。

一言で言えば、無理は禁物ということですね。これを念頭に置きながら進めていただくことをお願いしたいと思います。以上です。

達増知事：ありがとうございます。そうですね、それは確かにそういうことだと思います。

(協議事項2)

不登校対策について

達増知事：それでは、協議事項の2「不登校対策について」説明をお願いします。

千田生徒指導担当課長：教育委員会学校教育室生徒指導担当の千田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。資料をもとに説明させていただきますが、ここからは着座で説明させていただきます。

2ページを御覧ください。本県の現状について、まず本県の不登校児童生徒数の推移です。令和3年度の不登校児童生徒数は、小中高合わせて2,270人で過去最多です。

3ページを御覧ください。本県と全国の1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移です。小学校、中学校は、全国よりも低い状況が続いていますが、高等学校は全国よりも高い状況です。令和3年度は、小、中、高、全ての校種において過去最高です。

4ページを御覧ください。いわて県民計画第2期アクションプランの不登校対策の課題と取組をまとめたものです。課題として、本県の不登校児童生徒数は増加傾向にあることから、専門職と連携した学校の教育相談体制や、学校以外の相談機能の充実を図り、不登校の未然防止や発生した場合の適切な支援に一層取り組む必要があると捉えており、その解決に向けて、専門的見地からの支援、教育相談体制の充実、学校内の居場所づくり、関係機関との連携等に取り組んで参ります。

5ページを御覧ください。取組の一つ目、専門的見地からの支援のスクールカウンセラーの配置についてです。本年度、心理の専門職であるスクールカウンセラーを65名配置したところです。定期的な訪問、計画的な訪問等により、全ての小・中・高・特別支援学校に対応できる体制を整備したところです。

6ページを御覧ください。スクールソーシャルワーカーの配置についてです。本年度、福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーを18名配置したところです。人数としては東北で中位ですが、本年度は全ての中学校区に対応できる体制を整備したところです。

7ページを御覧ください。いじめ対応・不登校等アドバイザーの配置についてです。不登校支援等について、校長等からの相談に対し、いじめ対応・不登校支援等アドバイザーが助言することにより初期段階における適切な対処に努めています。いじめの不登校重大事態に発展する疑い、おそれのあるものなどの相談に応ずるもので、今年度から常勤として学校の支援に努めています。

8ページを御覧ください。取組の二つ目、教育相談体制の充実の教育相談コーディネーターの養成・活用についてです。教育相談に係る資質・能力を身に付けた人材の育成を目指し平成22年度から始めたもので、学校心理士の資格を取得した教職員が昨年度末で62名となります。また、学校教育相談エリア相談員として本年度25名を委嘱し、域内での他校の先生からの相談対応や教育委員会主催の研修会・会議等への対応等に当たっています。

9ページを御覧ください。こころのサポート校内研修会についてです。通常の校内での研修に加え、教職員の児童生徒に対する心のサポートの資質向上を図ることを目的とし、教職員の児童生徒の変化に気づきSOSを受け止める力の向上等に取り組んでいます。

また、不登校の未然防止のためには、全ての児童生徒の発達を支える発達支持的生徒指導がたいへん重要であり、児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための魅力ある学校づくり等の取組が求められています。

10ページを御覧ください。魅力ある学校づくりについてです。居場所づくり、絆づくりの視点に立った不登校の未然防止の取組であり、全ての児童生徒の心の居場所となる学校、全ての児童生徒の絆づくりの場となる学校を目指すものです。指標として、学校が楽しいと思う児童生徒の割合を掲げ、不登校の未然防止に取り組んで参ります。

11ページを御覧ください。一人一台端末等を利用した教育相談「こころの相談室」についてです。児童生徒の悩みについて、相談方法の選択肢を広く整えることで教育相談体制の充実を図るものです。対象は県立学校に在籍する全ての児童生徒で、いつでも相談を受け付けることができる体制を整えたところであり、この運用を踏まえ、課題を抽出しよりよい教育相談体制についてさらに検討して参ります。

12ページを御覧ください。取組の三つ目、学校内の居場所づくりについてです。自分の学級に入りづらい児童生徒については、学校内に落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境があれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待されます。

本県の事例として、小中学校では一人一台端末を利用し、別室で授業のライブ配信、ドリル教材を活用した学習支援、県立学校では学校には登校できるが教室に入れない生徒に、授業をライブ配信し別室での受講を可能としたものがあります。

オンラインやICTの活用を視野に入れ、校内の別室を活用した体制整備の支援を図り、学校内の居場所づくりに努めて参ります。

13 ページを御覧ください。取組の四つ目、関係機関との連携の教育支援センターの設置についてです。令和5年度新規事業で、今年度から市町村が行う教育支援センターの設置に要する経費を補助するものです。

一つは教育支援センター設置に係る費用の補助です。教育支援センターを開設するための職員を配置し、不登校児童生徒の状況に応じた支援体制を構築するものです。

もう一つは、既存の教育支援センターの強化に係る費用の補助です。教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問や公民館等の多様な場を活用し相談を行うアウトリーチ型支援を充実させるものです。

相談に繋がりにくい児童生徒等へのアウトリーチ型支援やICTを活用した学習・体験活動、相談支援等ができるよう、教育支援センターの設置、機能の強化に努めて参ります。

14 ページを御覧ください。不登校児童生徒支援連絡会議の開催についてです。フリースクール等民間団体と教育委員会等による情報交換を通じて課題を共有し、相互の連携の在り方を協議し、不登校支援の充実を図るものです。令和3年度に立ち上げ、令和4年度はテーマとして、通所する児童生徒の学習や生活の状況について、学校との連携の現状について、出席の扱いについてなどを取り上げ意見交換しました。

出席者は令和3年度は17名、令和4年度は38名と増えています。教育支援センター等での個別支援や体験活動等により、児童生徒の自信が回復するなどの好変化も見られており、本年度も9月に開催することとしております。

本多学事振興課総括課長：次に15ページになります。私立学校の関係となりますので私の方から御説明申し上げます。私立学校におきましても、資料の枠囲みのところに事例として記載してございますが、盛岡中央高校や一関学院などの通信課程や、専修学校として高等学校の卒業資格が取得可能な、矢巾の星北高等学園の事例など、多様な教育ニーズに対応した特色ある教育活動を通じて不登校児童生徒を始めとして、進路の選択肢の拡大に寄与している事例がございます。

千田生徒指導担当課長：それでは16ページを御覧ください。令和5年3月31日付けの誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプランで示されたつながりのイメージです。

児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備することなどが求められています。

県教育委員会としましては、今後も、不登校等の未然防止、早期発見・適切な対応を推進するため、ICTを活用した教育相談体制の一層の充実や関係機関と連携した教育機会の確保等により、児童生徒に寄り添った不登校対策を推進して参ります。説明は以上でございます。

達増知事：それでは、不登校対策について委員の皆様から御意見を頂きたいと思っております。名簿順でいきいたいと思っておりますので、お一人5分以内を目途に、まずは新妻委員お願いします。

新妻委員：それでは私の方から2点ほど意見を述べさせていただければと思います。

まず1点目ですけれども、今御紹介に与りました不登校対策ですけれども、国の方でこの不登校対策に関する新たな方針を出していますが、その根幹をなしているのは教育機会確保法だと思います。この法律で特徴的なところを挙げますと、不登校は原因・背景が多様だということ、学校だけで取り組むことが難しい、そういった課題になっていると。その不登校という行為を問題行動と呼んではならない、判断してはならない。

それからもう1点は学校や学級復帰だけを目標にするというのではなくて、将来の自立ですね。豊かな人生を1人の人間として送れるようになるということを目指して欲しいということが謳われています。

これは一言で言えば、これまでの不登校或いは不登校対策に対する見方とか考え方を広げるとか、或いは変えているという部分もあると思います。

特徴はもう1点あり、そういった子どもたちを捉えて、子どもたちの学習する権利、表現では多様で適切な学習機会と言っていますけども、この保障を何とか実現していこうという提案になっています。私はこの法の趣旨を、できるだけ理解し共有し、広げていくということがこれからの課題であると捉えていますけど、まだなかなか浸透しきれていないのではないかとこの気もいたしておりますので、ぜひ理解と共有というあたりに力点をを入れていただければと思っています。

なお、今の御説明ではまだ触れられておりませんが、県の教育委員会としても、学習機会の確保に当たり、不登校特例校や夜間中学校の設置とか現在調査検討中ということですけども、こういったことも今後視野に入れた対応を考えていければいいのかなと思っています。これが1点目です。

2点目は、これも今ご紹介ありましたように、岩手県の不登校対策を見た場合、学習権の保障の取り組みの具体化も進んでおりますし、それから専門的見地からの支援とか相談体制の充実とか居場所づくりなど、多様な取り組みが推進されるようになっている。ここは大いに評価しておきたい。

ただ、やはり提示されている不登校対策或いは支援が、不登校という現象が起こってからの対応が極めて多い。先ほど知事の発言にもありましたように、未然防止みたいな辺りがもう少しできればいいのかなという気もいたしております。

これから述べさせていただくことは、今言った未然防止、予防対策、そういったことに焦点を置いて、私が今考えてることを述べさせていただければと思います。

例えばですが、不登校の要因として内閣府の親と子の生活意識に関する調査というのがありますが、これを見ると、家庭の暮らしにゆとりのある層と大変苦しい層を比較した場合、大変苦しい層での不登校経験率が高い。約3倍ぐらいという説もあるようですけれどもそういった実態が判明しています。

そういう意味では、よく言う無気力とか怠学とか、いろんな形で学校というか、学校生活から脱落せざるを得ない不登校の子どもたちですが、やはり家庭の養育能力とか、家庭の生活環境が整っていない子どもたちが一定数はいるということはその通りだと思います。

ただ、こうした問題に、学校が直接介入するということはなかなか難しいし、難しく、やはり子どもや家庭をどのように医療とか福祉とか色々なものにつなげていくかということが、具体的には支援の課題になると思います。不登校が出現する前にこういったものと繋いでいくことができれば、一つの予防的対策にはなるのだろうというふうに考えています。ここでも学校が果たす役割は大きいかなと。

これ以上に学校に期待されているのは、やはり不登校の要因が学校的要因が多いのだということに我々は気付くべきだというふうに思っています。これは児童生徒の問題行動、不登校生徒指導上の諸問題に関する調査というのが行われているわけですけども、これは先生方が認識する不登校の要因なのですが、先生方の認識においても不登校要因の過半数は学校に関係する状況が多いようです。その中でも特に多いのは友人関係、これが3割ぐらい。続いて学業不振というのは、24%から25%というように続くのですが、実は家庭に関わる問題状況は3割程度という結果になっているようです。

そういう意味では、先ほど担当課長さんの方からお話いただいた通り、不登校を生み出さないような学校づくりとか授業づくりというのが、やはり未然防止、予防対策として非常に重要な取組となると捉えられると思います。

もちろん、先ほどお話があったように本県でもそういう位置付けで取り組んでいるところでございます。ただ、この学校づくりに関して、以下御紹介しますが次のような問題提起もあります。それはどういうことかと言いますと、学校が共同体的な性格、いわゆる農村共同体、地域共同体と言いますがそういった性格が強すぎるのではないかと。学校共同体主義という表現を使っているようですが、そういう指摘もあるということをおもひが知っておく必要がある。

考えてみますと、学校も学級も部活もそうなのですが、縁のなかった同年齢の子どもたちが生活時間を共有して様々な関わりがある意味強制される場でもあります。学級集団を例にとると、クラスメート、友達或いは仲間であることが求められ、みんな仲良くみたいな感じですね。学校の生活時間の大半と生活の色々な場面で、友達付き合い、仲間付き合いというのをやらなければならない。そういう環境空間ということになります。

ただ、現実には社会に目を転じていくと地域の共同体は既に解体に向かっている。旧来の共同体ですけども、今は、自立した個人と個人が先ほど話題になったように新たな繋がりづくり、新たなコミュニティ

の体制が課題になっているというのが実態だと思います。

そういう観点から見ますと、学校、学級或いは部活のコミュニティでは、自立した個人の関係とか個々人の多様性とか或いは個性と言われるものがどのように扱われているのか、或いは尊重されているのか。そういうことが今や問われる時代になっているのではないかというふうに私は捉えています。

それは学校関係者、例えば校長先生も、担任の先生も、部活動の顧問の先生もですけれども、やはり今問われているのは学校、学級、部活の共同体主義的な性格、この色合いを強めるのか弱めるのか、そういった判断がやはり迫られる。同時に、子どもにとって今話題の最善の利益とか、或いは教育方法で話題になっている個別最適な教育方法ですね。それが何なのか、今まで通りでいいのかどうかやはり私たちとしては向き合えなければならぬ課題なのではないか。

簡単に言えば、学校はそれにどこまで敏感で、そして配慮できるかということも併せて問われているというように受けとめるべきではないかと思います。

少なくとも、不登校はみんなと一緒にいることに疲れたり或いは場合によっては異端扱いされないような気遣いとかですね、それを保持できなくなった時に出現しているという指摘もあります。そういう点から見ると、学校、学級、部活等が持っているこの共同体主義的性格と不登校、或いはいじめもそうだと思うのですが、連動している事象である可能性が非常に高いというように思います。

そういうような辺りを、今後大きなテーマとして、ぜひ取り上げていければ或いは取り上げていただければと思います。

最後ですが、一致団結とか一丸になってとか、みんなで全員の力でというのがスローガンのに使われますけれども、これは個の尊重とか多様性とか、それを認めるということとどう折り合いが付くのか、付けられるのか、こういうことを考える時代になっている。

私もかつて問われて、なるほどと思ったことがあります。「いつも明るく元気な子」というようなことが書いてある学級目標ですけれども、本当にこういう子どもが存在しているのかとかですね、そういう存在を果たして子どもの理想の姿と言えるのかどうかとか、一度立ち止まって考える時期に来ているのかということです。大変重みのある課題、難しい課題ではあると思いますが、今まで避けてきたとは言いませんけれども、十分向き合えなかった課題として、ぜひ考えていきたい、考えていただきたいと思います。以上です。

達増知事：畠山委員お願いします。

畠山委員：この不登校対策は、学習権の保障についての重要な問題であると考えております。

2016年12月に教育機会確保法が成立し、様々な施策が打ち出されながらも、不登校の子らが増加し続けたことで、先ほどご紹介あった今年3月に文部科学省はCOCOLOプランを公表して、取り組めるところから直ちにに取り組むという強い意気込みを表したものだと感じています。

先ほど御説明いただいた県の不登校対策・支援、不登校児童生徒への支援については全て頑張っていたくしかないと考えております。

これについて申し上げたいことは沢山あって、不登校特例校のこと、夜間中学のこと、そして定時制高校、特に盛岡地区で言えば盛岡工業高校定時制の持つ可能性をどう活かすかとか、また、フリースクールや民間団体との連携もますます重要になってきます。この民間団体はいずれも思いを持って社会問題に立ち向かうという方々の集まりで、ボランティア精神だったりとか、使命感によって動いている。財政的には大変な思いをしているというところが多いと思います。連携を深めて子どもたちへの多様な選択肢を示して、子どもの学習権を保障しようとするためには、こうした団体への財政的な支援が重要になると考えています。

支援のあり方については気になるところは沢山あるのですが、本日私は、先ほど新妻先生のお話にもあった未然防止の話と同様になるかもしれませんが、不登校の原因に遡って対策について意見を述べさせていただきたいと思っています。

魅力ある学校づくりと裏表かもしれないのですが、子どもたちにとって魅力がない学校と感じる点を減らしていくということをもっと考えるべきだと思います。今の子どもたちにとって、昭和のままの決まり事、校則、よく分からないルールがあり、それを先生方が守れと迫ってくる。それだけで学校が魅力を感じない場になっていると思います。

令和2年に文部科学省が実施した不登校実態調査の中で、最初に学校に行きづらいと感じたきっかけという問いに対して、小学生のトップが先生のこと、中学生では一位と二位の僅差の三位が先生のことであったという結果から目を背けてはならないと思っています。その観点から3点申し上げさせていただきます。

一つ目は、学校現場において、子どもの権利についての学びを深めることが大事だと思っています。今年4月からこども基本法が成立し、子どもを一人の人間として尊重していくという意味での権利擁護を図ることが国や地方自治体の責務になっていると理解していますが、まずは子どもに関わる全ての人が、子どもの権利、子どもは一人一人かけがえのない存在でその尊厳を尊重されるべきものであること。学校は子どもの個性と発達に応じて最善の教育活動を展開すべき場であることについて、改めて学ばなければならない。できればすべての教職員がこうした研修を受ける、受けられるような機会を設けて欲しいと強く思っています。

二つ目は校則ルールの徹底的な見直しです。今述べた、学校現場において子どもの権利についての学びを深めれば、私は当然の帰結として今ある校則ルールは必要なのか、子どものためになっているのかという疑問が生じてくると思っています。

私の視点からすれば、人権侵害と言われても仕方のないルール、決まりごとがとて多いと感じています。Society 5.0時代を生きていく子どもたちに、昭和のままのよく分からない規律、当たり前らしさを押し付けることに疑問があることは、これまで機会がある度に私は意見させていただいたつもりです。

事態はより深刻で、この窮屈な縛りが多い学校の中に入れと言われれば、そのことが学校が魅力の無い場所だと感じることにならざるを得ないと思っています。それが、不登校の子どもたちが増加を続ける大きな原因の一つだと考えています。徹底的な見直しを実践して、校則ルールは本当に子どもたちに必要なものだけに厳選していくべきだと考えています。

三つ目は、全ての教職員にゆとりを持って子どもたちに接していただきたい。そのために働き方改革を保護者、地域を含め社会全体で進めていくということです。不登校の子どもたちに接する中で、先生たちに余裕があれば対応は違っただろう或いはこの子は学校への信頼を失わなくて済んだらう、学校に行けていたららうと思うことが少なくありません。COCOLOプランも全ての先生に読んでいただきたいです。

一つ目に述べた子どもの権利についての学びも、二つ目に述べた校則ルールの見直しも、教職員にゆとりがない中ではうまくいかないと思います。学習権の保障、誰一人取り残されない学びの保障のためには、教職員が時間的にも精神的にもゆとりを持って子どもに接することができる環境を整えることが何よりも重要であると考えています。

ぜひこうした視点で対策を考えていただきたいと、保護者の立場から希望するものであります。以上です。

達増知事：ありがとうございます。宇部委員お願いします。

宇部委員：コロナ禍の影響もあり、不登校の原因はその状況も大変複雑になってきており、対策は学校のみではなく、関係諸機関との連携が急務であると感じております。

岩手県では昨年度から、不登校児童生徒支援連絡会議を開催し、そして今年度3月のCOCOLOプランの文部科学省の提案のもとに相談体制を強化していただき、教育支援センターの全市町村への設置、強化の補助にも取り組んでいただき心強い思いであります。

その上で2点について意見を述べさせていただきます。

一つ目は、先ほど新妻委員からもお話がありましており、不登校の未然防止の取り組みとして、全校種、特に小学校段階での、発達支持的生徒指導に基づいた学校教育の充実と、組織的な指導、情報の共有の再確認についてです。各学校現場では、教育のICT化や新しい教育課程の対応、加えてコロナ対応や日々の教育活動と大変な努力がなされております。しかし、不登校については、小学校段階での対応やその後の不登校対策に大きく影響すると考えます。児童やその家庭環境をよく理解すること、保護者対応も含め初期対応を丁寧に行うこと、教職員で情報共有し必要な場合は早期に関係機関につなぐことなど、再確認することで新たな不登校を防ぐことができると感じております。

岩手では昨年度、幼児教育センターの開設にあたり福祉部局と教育委員会が連携し、幼・保・小の接続が円滑に行われる仕組みが整えられました。集団生活に不応適傾向を示す児童については、その子のより良い自立と成長を見据えて、入学前の段階から保護者の思いに耳を傾け、納得を得ながら相談機関への橋渡しをする必要があります。

また、授業や教育活動では、児童の自己有用感や個々の学びへの満足感を大切にしながら、子どもの変化を見逃さない努力が必要です。宮古市教育委員会の小中学校が一体となって進めた魅力ある学校づくりの取組事例から学ぶことも多いと感じました。

各校種も学校規模に応じて可能な限り組織的に対応していくことと思います。児童理解や不登校対策には、教師や対応職員がじっくりと時間をかけて、児童や保護者に向き合うことが必要です。県教育委員会や各市町村教育委員会では、学校現場の状況をよく把握していただき、必要な時には人的支援等で学校現場を支えていただければ幸いです。

二つ目は教育支援センターの活用についてです。今年度は教育支援センターの設置強化の予算が保障され、全市町村に支援センター開設が可能となりました。

いじめの被害にあったり人間関係が苦手な不登校児童生徒については、自分の居場所や学習の保障の面で選択肢が広がります。しかし、これまでは教育支援センターについての各校や保護者への周知が十分でない場合もあったように思います。支援センターの利用については校外の施設であるため、通所の安全面や保護者の送迎可否、本人の意思確認など各校との連携などを丁寧に行う必要があります。

年度初めの校長会議の際に、各教育委員会から支援センターの機能について説明いただき、各校では必要な児童生徒の保護者に対して学びの場として紹介いただくことなど、不登校児童生徒の居場所として活用されることが大切であると思います。

また、設置済みの市町村であっても、在籍児童生徒がいない場合もあるようですので、文部科学省の通知にもありましたとおり、実態に応じて高校生の自学自習の場として利用するなど、柔軟な対応により活用されることを願っています。

令和3年度から開催されている不登校児童生徒支援連絡会議では、関係者が一堂に会し、県内の状況の理解と支援策の交流が行われておりますが、それぞれの専門的な立場からの方々が情報を交流して、よりよい支援に繋がることを願っております。

いわて幸福白書2023の中で、慶應義塾大学大学院の前野先生が話されていたように、岩手の力を信じ、関係者が連携し、前向きに楽観的に実践していく姿や、先日の県立高等学校魅力化フォーラムで、南郷校長兼園長先生や、伊藤校長先生が話されていた「熟議」と「情熱」は不登校の対策についても言えることであると感じています。誰一人取り残さない教育のために、学校現場の声を吸い上げることが大切に新時代の施策を力強く進めていただきたいと思います。以上でございます。

達増知事：ありがとうございます。小野寺委員お願いします。

小野寺委員：不登校は子ども本人が苦しいばかりでなく、保護者や家族、周りの友達、そして学校の先生も辛くなります。なぜ不登校になるのかは一人一人色々な要因がありますので、簡単に解決することが難しくなっています。

学校で過ごす学びの時間や仲間との触れ合い、長い期間不登校になっている場合、子どもにとって将来の生き方に少なからず影響するのではないかと心配されます。

以前、学校訪問をしたある学校で、不登校にはカウントされないけれども、欠席がちの児童生徒も多くいて、その子どもたちを心配しているという現場の先生のお話を聞きました。そういう子どもたちが完全に不登校にならないよう、その子どもに合った対応をして寄り添うようにしているということでした。

生きていれば何かしら不安や悩みがあるのは自然なことで、何かあったときにできるだけ早期に対処することが重要だと思います。学校だけでなく、家庭やそれ以外のところでも気づいてあげられる環境を作っていくことが必要だと考えます。

対策として大きく二つ考えています。一つは、不登校が生じないような学校づくり。二つ目は、不登校になってしまった場合の学びの環境の整備です。

一つ目の不登校が生じないような学校づくりですが、いじめや問題行動が不登校の原因になることも多くあるため、まずはいじめなどが起きないような環境づくりをすること。また、学習の躓きから不登校の

きっかけになることもあり、指導の体制を工夫して個々に応じた学習指導を図ること。いずれも、一人の先生が全部抱えては無理があります。

学校全体でどう向き合うのか、どういう対応が子どもにとって良いのか、幸せなのか。文部科学省の用語で「チーム学校」というのがありますが、チーム学校で取り組んで欲しいと思っています。

そして県では、いじめ対応・不登校支援等アドバイザーの先生を常勤で配置していただきました。学校にとってとても心強い存在だと思います。これまで様々な情報を聞いていると、初期段階に適切な対処があれば、不登校にならず違っていたかもしれないという問題が多いと感じています。アドバイザーの先生とチーム学校で取り組んで欲しいと思っています。

二つ目の不登校になってしまった場合の学びの環境の整備ですが、これは他の委員の先生方も仰る通り、柔軟な対応が必要だと思います。不登校の児童生徒はそれぞれ生活状況が違います。学ぶ場所も教室以外の学校、自宅、フリースクールなど、児童生徒に合った場所での教育支援が望まれます。不登校になってしまったため、学びたかったが学べなかったということがないように、個々に合った学びの環境を整えることが必要です。

以前聞いたお話で、自宅でオンライン授業を受けているある子どもが、自分はみんなと同じ空間にはいないのだけれども、オンラインで受けることによって一人じゃないんだという気持ちになり、少しほっとしたと言っていたそうです。不登校の子どもたちが自分に合ったペースで学習や生活ができるよう、官民間問わず、不登校問題に関わっている機関は連携して支援の充実を図って欲しいと思っています。

最後になりますが、不登校になってしまっても人生が駄目になるわけではありません。別の形でちゃんと学べば人生は開けるし、希望も持てます。不登校になった子どもたちにそう言ってあげたいし、そういう社会になることを願っています。以上です。

達増知事：ありがとうございます。泉委員お願いします。

泉委員：はい。不登校の児童生徒は全国で30万人を超えて、岩手県内でも先ほど資料にあったように全児童生徒数の約2%にあたる2000人を超えています。

特に義務教育段階において学びの機会を失うこととなる不登校、これを解消することは本当に喫緊の課題と思っているところです。不登校の要因は、ここ数年はコロナ感染拡大も大きな要因の一つとなっていると言われてはいますが、子どもたちの置かれている環境や年齢によっても、本当に多岐に渡っているものだというように思っています。

学校内においては対人関係、集団生活や学業の問題。子ども自身においては、心身の不調や将来への不安など、家庭においては、経済的な問題や親と子の関係性など、本当に様々だと思います。現在も先生方は不登校の解消のために熱心に子どもたちに向き合っていますけれども、増加傾向にあるのは変わらない状況であります。

原因がはっきりしているのであればその原因を取り除くのが急務ですし、原因がはっきりしていない場合、この場合がほとんどなのかもしれませんが、子どもたちを見守り、子どもたちと関わりながら、時には外部の協力を得て、保護者と連携し、子どもたちにとって安心できる居場所を学校内、学校外に作る事がより強く求められています。

私は、定時制課程に副校長として2年間勤務した経験がありますが、定時制に在籍していた生徒たちの中には中学時代に不登校を経験した者や、全日制高校に入学したものの、様々な理由で不登校を経験し再び学びを求めて転学してきた者がたくさんいました。

生徒たちの置かれている家庭環境も実に多様で、一人一人が抱えているものもすべて異なっていました。だからこそ、生徒たちには折に触れて、学校は一人一人の居場所として安心できる生活の場であること、困ったことがあれば近くに相談できる教員や仲間がいることを伝えました。先生方には、進路目標や将来像を明確に構築させることをお願いし、生徒の個人面談を何度も繰り返し生徒に寄り添い、さらに面談等で得た情報や生徒の家庭環境の情報共有を定期的に行い、全職員で生徒たちに関わりました。

生活リズムを作ることが難しい生徒たちには、アルバイトをすることを積極的に進め、働くことを通して外の世界と繋がることで生活改善を図ったこともありました。各学校では、先ほど説明があった文部科学省から出されたCOCOLOプランを柱にし、第2期アクションプランを中心に外部の力を積極的に活用しながら、生徒一人一人に向き合うこと、特に内的働きかけを進めることも重要だと思います。

不登校の子どもたちの多くは、この不登校の状況を必ずしも良しとは思っておらず、変わりたい、成長したい、学びたいというふうに思っています。だからこそ、先生方は、子どもたちの経験やグループによって、子どもたちが変化し、能力などが向上するというグロスマインドセットの考え方を、多様な場面で活用していくことが肝要だと思っています。

現在、県立高校においては、学校の特色化や魅力化、普通科改革が推進されているところですが、不登校特例校の設置検討と同時に、学年制のあり方や単位制、通信制など、多様な学びが与えられる学校づくりの見直しを引き続き県主導で行う必要もあると思っています。

誰一人取り残さない学びの保障、このことは、教育に携わる者にとって、根幹をなす大切な視点だと思っています。今日の協議内容の不登校のみならず、障がいを抱えながら学ぶ子どもたち、学校規模の大小に関わらず就職や進学を目指し、毎日努力し学んでいる生徒達への支援など、未来を担う子どもたち一人一人が自己実現できるような多くの事業を現場の先生方と一緒に、第2期アクションプランを通して、さらに展開する必要があることを今日の協議を通して再認識したところであります。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

達増知事：ありがとうございます。最後に佐藤教育長お願いします。

佐藤教育長：先ほど事務局からも説明がございましたが、児童生徒の不登校につきましては、これまでも県民計画及びそのアクションプラン、それから県教育振興計画、また国の施策も踏まえながら、様々な対策をしてきたところでありまして、現在も市町村教育委員会をはじめ関係者と連携を図りながら、取り組んでいるところです。

学校現場におきましてこの3年間のコロナ禍という困難な状況があったところですが、学校現場では校長のリーダーシップのもと、教員、或いは養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門職の協力を得て、校内における児童生徒の居場所、それから教育権確保など真摯に、また、児童生徒に寄り添って取り組まれてきたものと承知しております。

一方で、不登校は残念ながら全国的にも、本県でも増加しているというところは事実でございまして、そのような中で今般、文部科学省から誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策ということでCOCOLOプランが取りまとめられました。引き続きこのプランを参考にしながら、本県でも強力に不登校対策を進めていく必要があるというふうに考えております。

中でも、教育支援センターにつきまして、先ほど各委員からお話がありましたが各市町村への設置を促進し、また既に設置している場合、県もそうですが、教育センターに通うことが困難な児童生徒に対し、そういう児童生徒もいますので、ICTの活用や、家庭訪問などのアウトリーチ型の支援を行うなど、センター自体の機能強化とか児童生徒の利用促進の取組を、やはり進めていく必要があるというふうに考えております。

そしてその教育支援センターを中核として、学校、教育機関、民間団体・施設、これが連携して不登校児童生徒や保護者を支援するネットワークを構築していく必要があるだろう、大事だろうというふうに考えます。その意味でも本県では令和3年度から設置開催しております不登校児童生徒支援連絡会、これ大変貴重でありまして、引き続き諸課題について、フリースクール等の民間団体等も含めて交えながらですね、関係者が情報交換する必要があります。

そして、この組織を、できれば拡大、拡充を図りつつ、有効に活用していくべきというふうに考えております。

また国において全国で設置を進めたいとしている不登校特例校につきまして、これは児童生徒の実態に配慮して特別な教育課程を編成して教育実施できる学校ということで、非常に基礎学力の定着とか社会性の育成、自己肯定感の向上、進学による影響を与える効果が見られるということでございます。

ただ一方でまだ都道府県での設置はなく、市町村レベル或いは私学というところで設置というふうに把握しております。この設置検討については市町村教育委員会とも連携しながら、先進事例の調査をまずはしっかり進めていきたいと考えてございます。

不登校対策は教育行政の重要な課題でございますので、先日も今年度第1回目の県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換を開催しまして、不登校児童生徒の教育機会の確保をテーマとして取り上げました。県の施策を説明しつつ市町村教育長様からも地域の実態とか取組の報告もあったところで、これは丁

寧に情報共有が図られるのではないかと考えています。

一方で、児童生徒は学習、学校生活上の問題のほか、各委員からございましたように、身体とか家庭上の問題など様々な課題を抱えてるケースがございまして、児童生徒の心身状態の早期発見とか、児童生徒や保護者の包括的な早期からの支援のためには、スクールソーシャルワーカーなどの専門職の教育が欠かせないという状況で、保健福祉部を始めとする庁内関係部局と更なる連携が必要でありまして、できれば庁内の福祉職など人事交流を進めさせていただきたいというふうに考えてるものでございます。

不登校対策については、今後も児童生徒一人一人の支援ニーズを的確に把握しながら、県教委、庁内関係部局、市町村教委、教育支援センター、フリースクールなどの民間団体ともよく連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

達増知事：ありがとうございます。大体時間となっておりますけれども、やはり今日のテーマ、不登校対策は、まず不登校が増えているということが目の前にあり、そして原因を考えますと学校の中にある様々な問題、昭和的な校訓の問題のように昔からあるような問題も含め、学校の中にある様々な問題がどれも原因でありうるということで、改めて学校のあり方そのもの、学校のあり方全体を考えなければならないということでもあるということを感じました。

また、様々な原因を減らす努力をして未然防止に努めても、やはり不登校ということが起きた場合の対策の重要性、様々な形での学びの場の確保、そして関係機関の連携でありますとか、誰一人取り残されないことを確保するためのフォローが大変重要だということも確認できたかと思えます。

COCOLOプランがあり、また、教育支援センターや連絡会議のような新しい仕組みも出来てきていて、今までになかったような対策も講じられるような格好にはなっているわけでありましてけれども、やはり、一人一人多様な原因があるので、一人一人に寄り添い、定時制高校の場合には全職員で一人一人の生徒にあたっていくというお話がありましたけれども、そういう姿勢が、この教育を実施する側に求められるのかなということかと思えます。

現在進行形の問題であり、この対策も現在進行形ではありますが、こういう意見交換は非常に意義があると改めて思いましたので、また折に触れ必要に応じ、岩手県総合教育会議としても不登校対策ということについては、念頭に置きながら進めていきたいと思えます。ありがとうございました。

(その他)

達増知事：最後に「4 その他」と次第にあります。その他何かありますでしょうか。特になければ進行を戻します。

(閉会)

熊谷ふるさと振興部長：以上をもちまして、令和5年度第1回総合教育会議を終了いたします。本日はありがとうございました。